

2025年 4月30日
井原鉄道株式会社

鉄道旅客運賃の改定について

井原鉄道株式会社(本社:岡山県井原市 代表取締役社長 榎尾俊之)では2025年1月20日に国土交通省中国運輸局長あてに鉄道事業の旅客運賃上限変更認可の申請を行っていましたが、本日、認可を受けましたので、下記のとおり運賃改定を実施します。

引き続き、ご利用のお客様を始め、地域の皆様方のお役に立てるよう、公共交通機関としての使命を果たしてまいりますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改定日 2025年(令和7年)10月1日

2 改定内容

(1)平均改定率

項目	平均改定率
全 体	18.0%
定期外	20.2%
通勤定期	20.0%
通学定期	10.0%

(2)改定運賃(単位:円)

①普通旅客運賃

営業キロ	現行運賃	改定運賃	当該区間の例
1～3km	210	250	清音～川辺宿
4～6km	280	340	清音～吉備真備
7～9km	360	430	総社～吉備真備
10～12km	430	520	井原～神辺
13～15km	500	600	清音～矢掛
16～19km	590	710	総社～矢掛
20～23km	670	800	吉備真備～井原
24～27km	750	900	矢掛～神辺
28～31km	840	1,010	清音～井原
32～36km	930	1,120	吉備真備～神辺
37～41km	1,030	1,240	清音～神辺
42km	1,120	1,340	総社～神辺

②通勤定期旅客運賃

営業キロ	1箇月定期		3箇月定期		6箇月定期	
	現行運賃	改定運賃	現行運賃	改定運賃	現行運賃	改定運賃
1～3km	8,170	9,800	23,290	27,950	44,120	52,940
4～6km	11,030	13,240	31,450	37,740	59,570	71,480
7～9km	13,890	16,670	39,600	47,520	75,020	90,020
10～12km	16,750	20,100	47,750	57,300	90,460	108,550
13～15km	19,610	23,530	55,900	67,080	105,910	127,090
16～19km	22,880	27,460	65,220	78,260	123,560	148,270
20～23km	26,150	31,380	74,530	89,440	141,210	169,450
24～27km	28,660	34,390	81,700	98,040	154,780	185,740
28～31km	31,180	37,420	88,860	106,630	168,360	202,030
32～36km	34,010	40,810	96,920	116,300	183,640	220,370
37～41km	35,980	43,180	102,560	123,070	194,320	233,180
42km	37,970	45,560	108,210	129,850	205,020	246,020

③通学定期旅客運賃

営業キロ	1箇月定期		3箇月定期		6箇月定期	
	現行運賃	改定運賃	現行運賃	改定運賃	現行運賃	改定運賃
1～3km	5,650	6,220	16,120	17,730	30,550	33,610
4～6km	7,640	8,400	21,770	23,950	41,240	45,360
7～9km	9,610	10,570	27,420	30,160	51,940	57,130
10～12km	11,600	12,760	33,050	36,360	62,630	68,890
13～15km	13,580	14,940	38,700	42,570	73,320	80,650
16～19km	15,840	17,420	45,150	49,670	85,540	94,090
20～23km	18,100	19,910	51,600	56,760	97,770	107,550
24～27km	19,610	21,570	55,900	61,490	105,910	116,500
28～31km	21,120	23,230	60,190	66,210	114,050	125,460
32～36km	22,810	25,090	65,030	71,530	123,220	135,540
37～41km	23,670	26,040	67,460	74,210	127,800	140,580
42km	24,520	26,970	69,870	76,860	132,380	145,620

*改定運賃について

鉄道事業の旅客運賃は「上限運賃」を国土交通省が認可する「上限認可制」となっており、鉄道事業者は認可された上限運賃の範囲内で実施運賃を設定することができます。

このたび当社が申請した上限運賃は実施運賃と同額としており、認可後の実施運賃は上限運賃と同額となります。

3 よくあるお問い合わせについて

ご 質 問	ご 回 答
【Q1】運賃改定前に購入した乗車券類は10月1日以降、使用できなくなるのか。	【A1】有効期間内であれば、乗車券としてそのままご利用いただけます。追加運賃等も不要です。
【Q2】10月1日以降から有効の乗車券類を事前購入する場合の運賃はどうなるのか。	【A2】購入日が運賃改定前であれば、改定前の運賃でお求めになれます。切符の種類によっては事前にお求めいただける期間等がございますので、有人駅等でご確認ください。
【Q3】運賃改定前に購入した未使用の乗車券類は10月1日以降、払い戻しができるか。	【A3】有効期間内であれば、運賃改定前に購入した乗車券類の払い戻しは、改定前の運賃を基準に払い戻し対応いたします。
【Q4】運賃改定前に購入した乗車券類について、10月1日以降に乗車変更するときの運賃計算方法はどうなるか。	【A4】運賃改定前に購入した乗車券類の乗車変更は、改定後の運賃が基準となるため、改定後運賃から改定前運賃を引いた額で精算します。
【Q5】運賃改定前に購入した乗車券類で、10月1日以降に乗車し、乗り越した場合の精算はどうなるか。	【A5】10月1日以降に乗車して乗り越した区間の精算は、改定後の運賃が基準となります。なお、乗り越しはお持ちの乗車券類によって計算方法が異なるため、有人駅等でご確認ください。

4 その他

駅間の具体的な改定運賃は、当社ホームページ内のお知らせにある下記ページでご確認下さい。

- ・2025/4/30 鉄道旅客運賃の改定について(2025年10月1日改定)

(お問い合わせ先)
井原鉄道株式会社
営業企画課 TEL.0866-63-2677
井 原 駅 TEL.0866-62-6669